

令和 2 年

上砂川町議会会議録

令和2年第2回 臨時会

(第 1 号)

上砂川町議会

上砂川町議会会議録目次

出席議員	1
説明のため出席した者	2
事務局職員出席者	2

令和2年第2回臨時会

(4月17日)

議事日程	3
会議録署名議員	3
開会の宣告	4
開議の宣告	4
会議録署名議員指名について	4
会期決定について	4
選挙第 2号 議長選挙について	5
追加日程について	6
選挙第 3号 副議長選挙について	6
議長の議会運営委員会委員辞任について	7
追加日程について	7
議会運営委員会委員の補欠選任について	8
議会運営委員会の委員長辞任について	8
追加日程について	8
行政常任委員会の委員長辞任について	9
選挙第 4号 中空知広域市町村圏組合議会議員補欠選挙について	9
選挙第 5号 石狩川流域下水道組合議会議員補欠選挙について	10
選挙第 6号 空知中部広域連合議会議員補欠選挙について	10
町長行政報告	11
報告第 1号 専決処分報告について「令和2年度上砂川町一般会計補正予算(第1号)」 (承認)	13
議案第12号 令和2年度上砂川町一般会計補正予算(第2号)(原案可決)	14
閉会の宣告	17

出席議員

議席 番号	氏 名	2 臨
		4. 17
1	小 澤 一 文	○
2	越 前 等	○
3	伊 藤 充 章	○
4	吉 川 洋	○
5	数 馬 尚	○
6	堀 内 哲 夫	○
7		
8	高 橋 成 和	○
9		

説 明 の た め 出 席 し た 者

役 職 名	氏 名	2 臨
		4.17
町 長	奥 山 光 一	○
副 町 長	林 智 明	○
教 育 長	飯 山 重 信	○
監 査 委 員	横 林 典 夫	○
監 査 事 務 局 長	浅 利 基 行	○
総 務 課 長	内 野 博 之	○
企 画 課 長	鷲 尾 仁 志	○
建 設 課 長	三 原 浩 明	○
住 民 課 長	白 土 ゆかり	○
福 祉 課 長 地域支援推進室長	山 崎 数 浩	○
福 祉 課 保 健 予 防 担 当 参 事	林 孔 美	○
税 務 出 納 課 長	西 村 英 世	○
教 育 次 長	米 田 淳 一	○

事 務 局 職 員 出 席 者

職 名	氏 名	2 臨
		4.17
議 会 事 務 局 長	浅 利 基 行	○
主 査	佐 藤 友 歌	○

令和 2 年

上砂川町議会第 2 回臨時会会議録（第 1 日）

4 月 1 7 日（金曜日）午前 1 0 時 0 0 分 開 会
午前 1 0 時 5 3 分 閉 会

○議事日程 第 1 号

- 第 1 会議録署名議員指名について
- 第 2 会期決定について
4 月 1 7 日 1 日間
- 第 3 選挙第 2 号 議長選挙について

（追加日程）

○議事日程 第 1 号の 1

- 第 1 選挙第 3 号 副議長選挙について
- 第 2 議長の議会運営委員会委員辞任について

○議事日程 第 1 号の 2

- 第 3 議会運営委員会委員の補欠選任について
- 第 4 議会運営委員会の委員長辞任について
※ 議会運営委員会委員長互選結果報告について

○議事日程 第 1 号の 3

- 第 5 行政常任委員会の委員長辞任について
※ 行政常任委員会委員長互選結果報告について

○議事日程 第 1 号

- 第 4 選挙第 4 号 中空知広域市町村圏組合議会議員補欠選挙について
- 第 5 選挙第 5 号 石狩川流域下水道組合議会議員補欠選挙について
- 第 6 選挙第 6 号 空知中部広域連合議会議員補欠選挙について
- 第 7 町長行政報告
- 第 8 報告第 1 号 専決処分報告について「令和 2 年度上砂川町一般会計補正予算（第 1 号）」
- 第 9 議案第 1 2 号 令和 2 年度上砂川町一般会計補正予算（第 2 号）

○会議録署名議員

6 番 堀 内 哲 夫 1 番 小 澤 一 文

◎開会の宣告

○副議長（高橋成和） おはようございます。

会議開会に先立ち、去る令和2年4月5日にご逝去されました大内議長に対し、衷心よりお悔やみを申し上げ、哀悼の意を表し、黙祷をささげたいと存じます。恐れ入りますが、皆様ご起立をお願いいたします。

一同黙祷。

〔黙 祷〕

○副議長（高橋成和） お直りください。ありがとうございます。皆様ご着席ください。

大内議長がご逝去されたため、地方自治法第106条第1項の規定により副議長の私が議長の職責を取らせていただきますので、皆さんご協力をお願いいたします。

ただいまの出席議員は7名です。

理事者側につきましては、全員出席しております。

定足数に達しておりますので、令和2年第2回上砂川町議会臨時会は成立いたしましたので、開会いたします。

4月の人事異動によりまして新たに本日の臨時議会より出席いたします職員をご紹介します。初めに、鷲尾企画課長。

○企画課長（鷲尾仁志） 4月1日付人事異動により企画課長を拝命いたしました鷲尾といたします。よろしくお願いいたします。

○副議長（高橋成和） 次に、林福祉課保健予防担当参事。

○福祉課保健予防担当参事（林 孔美） 4月1日付で福祉課保健予防担当参事を拝命いたしました。林です。よろしくお願いいたします。

○副議長（高橋成和） 以上で紹介を終わります。

（開会 午前10時00分）

◎開議の宣告

○副議長（高橋成和） 直ちに本日の会議を開きます。

◎会議録署名議員指名について

○副議長（高橋成和） 日程第1、会議録署名議員指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第124条の規定によって、6番、堀内議員、1番、小澤議員を指名いたします。よろしくお願いいたします。

◎会期決定について

○副議長（高橋成和） 日程第2、会期決定について議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は、本日1日にしたいと思いますが、これにご異議

ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（高橋成和） 異議なしと認めます。

よって、会期は、本日 1 日に決定いたしました。

◎選挙第 2 号

○副議長（高橋成和） 日程第 3、選挙第 2 号 議長選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法は、地方自治法第118条第 2 項の規定によって指名推選にしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（高橋成和） 異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選によることに決定いたしました。

お諮りいたします。指名の方法については、前議長であります堀内議員に指名していただくことにしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（高橋成和） 異議なしと認めます。

したがって、堀内議員に指名していただくことに決定いたしました。

それでは、堀内議員、指名をお願いいたします。

○ 6 番（堀内哲夫） 議長に高橋副議長を指名いたします。

○副議長（高橋成和） お諮りいたします。

ただいま指名いただきましたが、私高橋成和を議長の当選人とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（高橋成和） 異議なしと認めます。

したがって、私高橋成和が議長に当選いたしました。

それでは、私より就任に当たってのご挨拶をさせていただきます。

○議長（高橋成和） ただいま議長の職のご推挙をいただき、心より感謝申し上げます。改めて職責の重さを痛感しているところですが、議員各位、町長をはじめ理事者の皆様方のお力添えをいただきながら、公正中立に心がけ、円滑な議会運営に努め、誠心誠意努力してまいります。上砂川町は、人口減少対策、少子高齢化など様々な諸課題がありますが、執行機関と二元代表制の一翼を担う議会が一体となって、町の発展と住民福祉の向上を目指してまいりたいと思いますので、引き続きご指導とご協力をお願い申し上げまして、誠に簡単ではございますが、就任のご挨拶とさせていただきます。このたびはありがとうございました。

ただいま私が議長となったことにより副議長が欠員となりましたので、議会運営委員会開催のため暫時休憩いたします。

休憩 午前10時06分

再開 午前10時11分

○議長（高橋成和） 休憩を解き、休憩前に引き続き会議を開きます。

◎追加日程について

○議長（高橋成和） ただいま議長の手元に所定の手続を経て追加日程案が提出されておりますので、これを追加日程案のとおり追加し、議題に付したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） 異議なしと認めます。

したがって、追加議事日程のとおり追加することに決定いたしました。

副議長の選挙を日程に追加し、選挙を行いますので、選挙第5号を第6号に、選挙第4号を第5号に、選挙第3号を第4号に繰り下げます。

◎選挙第3号

○議長（高橋成和） 追加日程第1、選挙第3号 副議長選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定によって指名推選にしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） 異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選によることに決定いたしました。

お諮りいたします。指名の方法については、議長において指名することにしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） 異議なしと認めます。

したがって、議長において指名することに決定いたしました。

それでは、副議長に数馬議員を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま指名いたしました数馬議員を副議長の当選人とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名いたしました数馬議員が副議長に当選されました。

ただいま副議長に当選されました数馬議員が議場におられますので、会議規則第32条第2項の規定により告知いたします。

それでは、副議長に当選されました数馬議員、ご登壇の上、当選承諾と就任のご挨拶をお願いいたします。

○副議長（数馬 尚） 大変貴重な時間をお借りし、一言ご挨拶を申し上げます。

ただいま私の副議長指名推選にご同意を賜り、厚く御礼申し上げます。副議長の職分を十分認識し、議長を補佐し、民主的で円滑な議会運営に努めてまいりたいと思いますので、皆様方のご指導、ご鞭撻をお願い申し上げまして、甚だ簡単措辞ではございますが、副議長就任のご挨拶とさせていただきます。今後ともよろしくお願いいたします。

○議長（高橋成和） 先ほど私は議長に当選したことから、議会の先例に従い議会運営委員会委員を辞任したいと思います。一身上に關することであり、除斥となりますので、ここで副議長と交代させていただきますので、暫時休憩いたします。

〔8番 高橋成和議員 退場〕

休憩 午前10時14分

再開 午前10時16分

○副議長（数馬 尚） 休憩を解き、休憩前に引き続き会議を開きます。

◎議長の議会運営委員会委員辞任について

○副議長（数馬 尚） 追加日程第2、議長の議会運営委員会委員辞任について議題いたします。

ただいま高橋議長から議会運営委員会委員を辞任したい旨の申出がありました。

議長は、その職責上どの委員会にも出席する権限を有しているほか、可否同数の際における裁決権など議長固有の権限を考慮するとき、1つの委員会の委員として所属することは適当でなく、また行政実例でも議長については辞任を認めているところでございますので、議会運営委員会委員の辞任について許可することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（数馬 尚） 異議なしと認めます。

したがって、議長の議会運営委員会委員の辞任については、許可することに決定いたしました。

ここで暫時休憩したいと思いますので、10時20分まで休憩したいと思います。

〔8番 高橋成和議員 入場〕

休憩 午前10時17分

再開 午前10時21分

○議長（高橋成和） 休憩を解きまして、休憩前に引き続き会議を開きます。

◎追加日程について

○議長（高橋成和） ただいま議長の手元に所定の手続を経て追加日程案が提出されておりますので、これを追加日程案のとおり追加し、議題に付したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） 異議なしと認めます。

したがって、追加議事日程のとおり追加することに決定いたしました。

◎議会運営委員会委員の補欠選任について

○議長（高橋成和） 追加日程第3、議会運営委員会委員の補欠選任について議題といたします。

先ほど議会運営委員会委員を辞任いたしました私の後任といたしまして、委員会条例第7条第1項の規定によって小澤議員を指名したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名いたしましたとおり、私の後任に小澤議員を選任することに決定いたしました。

◎議会運営委員会の委員長辞任について

○議長（高橋成和） 追加日程第4、議会運営委員会の委員長の辞任について議題といたします。

先ほど数馬議会運営委員長から議会運営委員会に対し、副議長の就任に伴い委員長を辞任したいとの願が提出されました。このことについて先ほど開催されました議会運営委員会において委員長の辞任を許可することに決定いたしました。

議会運営委員会の正副委員長の互選であります。委員会において申合せをしておりますので、議長から報告したいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） それでは、報告いたします。

委員長に吉川議員、副委員長に伊藤議員。以上です。

吉川議員。

○4番（吉川 洋） 暫時休憩をお願いいたします。

○議長（高橋成和） ここで暫時休憩いたします。

休憩 午前10時23分

再開 午前10時26分

○議長（高橋成和） 休憩を解きまして、休憩前に引き続き会議を開きます。

◎追加日程について

○議長（高橋成和） ただいま議長の手元に所定の手続を経て追加日程案が提出されておりますので、これを追加日程案のとおり追加し、議題に付したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） 異議なしと認めます。

したがって、追加議事日程のとおり追加することに決定いたしました。

◎行政常任委員会の委員長辞任について

○議長（高橋成和） 追加日程第5、行政常任委員会の委員長の辞任について議題といたします。

先ほど吉川行政常任委員長から行政常任委員会に対し、一身上の都合により委員長を辞任したいとの願が提出されました。このことにつきまして先ほど開催されました行政常任委員会において委員長の辞任を許可することに決定いたしました。

行政常任委員会の正副委員長の互選であります。委員会において申合せをしておりますので、議長から報告したいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） それでは、報告いたします。

委員長に伊藤議員、副委員長に小澤議員。以上です。

なお、各附属機関の委員の選任につきましても申合せにより決定しております。後ほど名簿を配付いたします。

◎選挙第4号

○議長（高橋成和） 日程第4、選挙第4号 中空知広域市町村圏組合議会議員の補欠選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定によって指名推選にしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） 異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選によることに決定いたしました。

お諮りいたします。指名の方法につきましては、議長において指名することにしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） 異議なしと認めます。

したがって、議長において指名することに決定いたしました。

中空知広域市町村圏組合議会議員に数馬議員を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま指名いたしました数馬議員を中空知広域市町村圏組合議会議員の当選人とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名いたしました数馬議員が中空知広域市町村圏組合議会議員に当選されました。

ただいま当選されました数馬議員が議場におられますので、会議規則第32条第2項の規定により告知いたします。

なお、組合規定により議長も本組合の議員になりますので、申し添えておきます。

◎選挙第5号

○議長（高橋成和） 日程第5、選挙第5号 石狩川流域下水道組合議会議員の補欠選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定によって指名推選にしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） 異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選によることに決定いたしました。

お諮りいたします。指名の方法については、議長において指名することにしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） 異議なしと認めます。

したがって、議長において指名することに決定いたしました。

石狩川流域下水道組合議会議員に議長を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま指名いたしました議長を石狩川流域下水道組合議会議員の当選人とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） 異議なしと認めます。

したがって、議長が石狩川流域下水道組合議会議員に当選しました。

◎選挙第6号

○議長（高橋成和） 続きまして、日程第6、選挙第6号 空知中部広域連合議会議員の補欠選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定によって指名推選にしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） 異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選によることに決定いたしました。

お諮りいたします。指名の方法については、議長において指名することにしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） 異議なしと認めます。

したがって、議長において指名することに決定いたしました。

空知中部広域連合議会議員に議長を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま指名いたしました議長を空知中部広域連合議会議員の当選人とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名いたしました議長が空知中部広域連合議会議員に当選されました。

◎町長行政報告

○議長（高橋成和） 続きまして、日程第7、町長行政報告を行います。奥山町長。

○町長（奥山光一） 臨時町議会ではございますけれども、町長行政報告の機会をいただき、厚くお礼申し上げます。

行政報告をいたす前に、去る4月5日に急逝されました故大内議長に対しまして先ほど皆様と共にこれまでのご功績に感謝申し上げ、黙祷をささげたところであり、私からも衷心よりお悔やみを申し上げます。大内議長につきましては、町議会議員として23年間町づくりに、そして自治会活動も含め地域振興に意を尽くされ、議長就任後は常に町が置かれている難局に対し、どのような対策を講ずるべきか考え、そして積極的に行動をしていただきました。本人にとりましても心半ばでのご逝去にさぞ無念であろうと思うところであり、本町にとりましても大きな損失であり、ただただ無念でなりません。故人の思いにはせるとき、しっかりと本町の振興発展に尽くしてまいる所存であります。改めてご冥福をお祈り申し上げます。

また、ただいま就任をされました高橋議長、数馬副議長、吉川議運委員長、伊藤行政常任委員長をはじめ、議員各位には引き続き町政運営にご支援、ご協力を賜りますようお願いを申し上げます。

さて、行政報告でございますが、お手元の資料ナンバー1―1にも記載しておりますとおり、新型コロナウイルスの道内での感染拡大により去る2月28日に北海道知事より緊急事態宣言が発出され、外出や学校休校などの自粛要請により感染拡大防止に一定の成果があったものの、地域経済には大きなマイナス効果を及ぼし、本町においてもその影響は大きなものとなっております。特に上砂川岳温泉パンケの湯においては、3月期の前年同月対比で宿泊部門は60%減、宴会部門にあつては96.5%減とほぼ皆無の状況となり、4月に入りましても同様な状況は続いております。このことは、食材や飲料品等の仕入れ先である町内小売業にも波及しており、去る3月24日には商工会議所から町独自の経済対策の要望があったところであります。商工会議所での調査では全ての小売業で影響があり、資金

繰りにも苦慮しているとの結果が出されており、先ほど申し上げましたが、本町の地域経済は大きな打撃を被っております。このことから町といたしましては、町民の生活支援と地域経済の下支えによる経済対策を図る必要があると判断し、町独自の緊急の経済対策を実施することにいたしました。

主な概要といたしましては、大きく3点ですが、1点目は商品券交付事業として町民1人当たり5,000円の商品券を交付いたします。5,000円のうち2,500円分は小売店等のみでの使用で、残り2,500円分は全ての登録業者で利用可能とするもので、今月中に配付を予定しております。2点目は、緊急運転資金制度の拡充で、資金繰り対策といたしまして既存の運転資金制度を拡充するもので、現在1年返済を3年返済に延長し、利子につきましては全額利子補給、いわゆる無利子とするものであります。3点目は、上砂川岳温泉パンケの湯への支援でございます。プレミアム宿泊プランなど誘客拡大のための事業に対し支援するものであります。

現在国においても緊急経済対策を進めておりますが、国の制度を待つことなく、町独自の対策を速やかに実施することで地域経済への影響を少しでも軽減し、事業継続が図られるよう判断したところであります。

なお、詳細につきましては、本臨時会に提出しております補正予算にてご説明申し上げますので、ご審議を賜りますようお願い申し上げます。

その他資料には記載がございませんけれども、町においてマスクを大人用3万枚、子供用1万枚を発注しており、そのうち大人用マスク1万枚が到着したところであります。この1万枚につきまして、1人、2人世帯には5枚、3人以上世帯には10枚を来週中には発送することとしているほか、妊婦、乳児のいる家庭には別途20枚を配付いたします。子供用を含め未入荷のマスクが届きましたら再度配付をしてまいりたいと考えておりますので、ご理解願います。

さて、ご承知のとおり、昨日国において緊急事態宣言が全ての都道府県に対し発出されました。北海道においては、特別警戒都道府県に指定されたところであります。また、同じく北海道知事より明日からの週末の不要不急外出の自粛や、来週になりますけれども、20日からの小中学校の休校の検討が示されたところであります。本町においては、感染者の確認はなされておりましたが、現在の状況を鑑みると感染者がいつ確認されるかわからないような状況にもあります。このため緊急事態宣言が発出され、法令に基づき知事の権限による要請、指示等が可能となり、これまで以上に強制力のある要請等が出されると思いますので、法令に基づく本町の対策本部会議を本日議会終了後開催し、今後の対応を検討していきたいと考えております。3月に実施いたしました各公共施設の休館や事業の延期、もしくは中止等が想定されますが、改めて決まりましたらホームページや町民への周知によりお知らせしたいと考えております。

いずれにいたしましても、現在第2波と言える感染拡大が続いております。特に札幌市内での感染者が増加しており、知事の要請にもありますとおり、不要不急の札幌市への往

来、さらにはゴールデンウィーク期間中の旅行などを控えていただきますとともに、3つの密を避ける、さらにはソーシャルディスタンスを実践していただきますようお願い申し上げます、町長行政報告といたします。

○議長（高橋成和） 以上で町長の行政報告を終わります。

◎報告第1号

○議長（高橋成和） 日程第8、報告第1号 専決処分報告について「令和2年度上砂川町一般会計補正予算（第1号）」を議題といたします。

報告理由の説明を求めます。奥山町長。

○町長（奥山光一） ただいま上程されました報告第1号 専決処分報告について「令和2年度上砂川町一般会計補正予算（第1号）」につきまして提案理由を申し上げますので、ご審議くださいますようお願いいたします。

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、次の事件を専決処分したので報告する。

補正理由といたしましては、繰越金の歳入予算について補正し、報償費について歳出予算の補正をするものであること。

それでは、報告第1号、予算書本文を御覧願います。報告第1号 令和2年度上砂川町一般会計補正予算（第1号）。

令和2年度上砂川町一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ110万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ34億5,310万円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和2年4月6日専決、北海道上砂川町長。

以下、内容の説明は副町長からいたしますので、よろしくお願いいたします。

○議長（高橋成和） 以上で報告理由の説明を終わります。

引き続き内容の説明を求めます。林副町長。

○副町長（林 智明） それでは、ご指示によりまして、報告第1号について内容の説明をいたします。

2ページであります。第1表、歳入歳出予算補正。1、歳入、20款繰越金110万円の追加で、3,110万円となります。

1項繰越金、同額であります。

歳入合計が110万円の追加で、34億5,310万円となります。

2、歳出、2款総務費110万円の追加で、8億9,192万3,000円となります。

1項総務管理費110万円の追加で、8億5,816万円となります。

歳出合計が110万円の追加で、34億5,310万円となります。

事項別明細書 5 ページ、歳出でございます。3、歳出、2 款 1 項 9 目諸費 110 万円の追加は、4 月 5 日に急逝されました故大内議長への弔慰金の計上であります。

次に、4 ページ、歳入であります。2、歳入、20 款 1 項 1 目繰越金 110 万円の追加は、前年度繰越金を充当し、収支の均衡を図るものであります。

以上でございます。

○議長（高橋成和） 以上で報告理由並びに内容の説明が終了いたしましたので、これより順次質疑、討論、採決を行ってまいります。

報告第 1 号に対する質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） ないようですので、打ち切ります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） 討論なしと認めます。

これより報告第 1 号について採決をいたします。

お諮りいたします。本件は、承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） 異議なしと認めます。

したがって、報告第 1 号 専決処分報告について「令和 2 年度上砂川町一般会計補正予算（第 1 号）」は、承認することに決定いたしました。

◎議案第 12 号

○議長（高橋成和） 日程第 9、議案第 12 号 令和 2 年度上砂川町一般会計補正予算（第 2 号）について議題といたします。

提案理由の説明を求めます。奥山町長。

○町長（奥山光一） ただいま上程されました議案第 12 号 令和 2 年度上砂川町一般会計補正予算（第 2 号）について提案理由を申し上げますので、ご審議くださいますようお願いいたします。

令和 2 年度上砂川町一般会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 2,830 万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 34 億 8,140 万円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 2 年 4 月 17 日提出、北海道上砂川町長。

以下、内容の説明は副町長からいたしますので、よろしくお願いいたします。

○議長（高橋成和） 以上で提案理由の説明を終わります。

引き続き内容の説明を求めます。林副町長。

○副町長（林 智明） それでは、ご指示によりまして、議案第12号について内容の説明をいたします。

2 ページであります。第1表、歳入歳出予算補正。1、歳入、17款繰入金2,400万円の追加で、1億7,240万円となります。

1 項基金繰入金、同額であります。

20款繰越金430万円の追加で、3,540万円となります。

1 項繰越金、同額であります。

歳入合計が2,830万円の追加で、34億8,140万円となります。

2、歳出、2 款総務費2,005万円の追加で、9 億1,197万3,000円となります。

1 項総務管理費1,705万円の追加で、8 億7,521万円となります。

4 項選挙費300万円の追加で、695万9,000円となります。

7 款商工費825万円の追加で、5,635万1,000円となります。

1 項商工費、同額であります。

歳出合計が2,830万円の追加で、34億8,140万円となります。

事項別明細書 5 ページ、歳出でございます。このたびの補正は、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う緊急経済対策経費と 5 月19日告示、5 月24日投開票の町議会議員補欠選挙経費を計上するものであります。

3、歳出、2 款 1 項 1 目一般管理費130万円の追加は、新型コロナウイルス感染拡大防止用としてマスク、消毒液等購入経費の計上であります。

11目地域振興費1,575万円の追加で、3,498万円となります。資料ナンバー 1—2 をご参照いたします。初めに、商品券交付事業であります。事業の概要であります。全町民に500円券10枚つづりの5,000円分の商品券を配付し、飲食、食料品店で使える限定券として2,500円分、残る2,500円分については全ての登録店で使えるようにしており、使用期限は8月31日までとしております。配付方法につきましては、今月下旬に全世帯に再配達を含め1週間程度郵便局で保管できる簡易書留で商品券を郵送し、期間内に配達できなかった世帯につきましては随時会議所で受付、配付することとしております。次に、緊急運転資金制度の拡充であります。現在の緊急運転資金制度は、融資期間が1年以内で500万円を限度に融資しておりますが、新型コロナウイルス感染症の影響により売上高が減少した事業所に対し、融資期間を3年以内、うち据置期間1年以内とし、現行の融資貸付け残高を含め500万円を限度に今回は無利子で融資できるよう拡充するものであります。なお、拡充分の融資の取扱い期間につきましては、今月下旬から令和3年3月31日までとしております。次に、パンケの湯の支援であります。パンケの湯は、本町唯一の宿泊宴会施設でありますので、利用客を確保するためパンケの湯が実施するプレミアム宿泊プランなどに助成するものであります。なお、実施時期につきましては、国の緊急事態宣言における自粛要請などの状況もあり、現在検討中であります。

予算書にお戻り願います。商品券発行事務を会議所に委託するため12節委託料に150万円の計上、18節負担金、補助及び交付金は商品券発行事業補助金として2,850人分、1,425万円計上したところであります。

4項3目町議会議員選挙費300万円の追加で、674万8,000円となります。4月5日に大内前議長が死去したことに伴い議員定数9名に対し2名の欠員が生じ、議員定数の6分の1を超えたことから、公職選挙法第34条第1項の規定により50日以内に補欠選挙を執行するものであります。1節報酬49万3,000円の計上は、選挙管理委員4人、投開票管理者7名、投開票立会人12名、選挙事務臨時筆耕及び雑役作業員等の報酬で、3節職員手当等133万5,000円の計上は投開票事務従事者の時間外手当でございます。8節旅費で臨時筆耕通勤手当として1,000円、10節需用費38万5,000円の計上は選挙事務用消耗品で13万3,000円、投票従事者食事代として12万6,000円、入場券の印刷製本費として11万1,000円、計数機修繕料として1万5,000円計上するものであります。次ページであります。11節役務費は電話料で2万円、入場券の郵便料23万2,000円、不在者投票手数料として9万5,000円、懸垂幕の広告料2万円の合計36万7,000円を計上するものであります。12節委託料41万9,000円の計上は、ポスター掲示場27か所分設置委託として34万4,000円、開票会場設営委託として7万5,000円計上するものであります。

7款1項1目商工振興費525万円の追加で、2,815万円となります。18節負担金、補助及び交付金25万円の計上は無利子としたための利子補給で、20節貸付金は原資預託金として500万円、協調倍率が4倍でありますので、2,000万円の融資額を見込み、当初予算と合わせ総額5,300万円の融資額としたところであります。

2目企業開発費300万円の追加は、パンケの湯支援事業補助金の計上であります。

次に、4ページ、歳入であります。2、歳入、17款1項1目基金繰入金2,400万円の追加で、1節地域振興基金繰入金2,100万円の追加は商品券発行事業及び緊急運転資金制度拡充に繰入れするもので、3節振興公社事業開発基金繰入金300万円の追加は、パンケの湯支援事業に繰入れするものであります。

20款1項1目繰越金430万円の追加は、前年度繰越金を充当し、収支の均衡を図るものであります。

以上でございます。

○議長（高橋成和） 以上で提案理由並びに内容の説明が終了いたしましたので、これより順次質疑、討論、採決を行ってまいります。

議案第12号に対する質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） ないようですので、打ち切ります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） 討論なしと認めます。

これより議案第12号について採決をいたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） 異議なしと認めます。

したがって、議案第12号 令和2年度上砂川町一般会計補正予算（第2号）については、原案のとおり決定いたしました。

◎閉会の宣告

○議長（高橋成和） 以上で本臨時会に付議されました案件につきましては全て終了いたしましたので、令和2年第2回上砂川町議会臨時会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

（閉会 午前10時53分）

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長 高 橋 成 和

副 議 長 高 橋 成 和

副 議 長 数 馬 尚

署 名 議 員 堀 内 哲 夫

署 名 議 員 小 澤 一 文